

石垣市缶類等の資源化

最終案

缶類等の資源化最終案

1. 新たに資源化する品目

区分		資源化品目	代表例	出し方
A	1	スプレー缶・ガス缶	殺虫剤スプレー缶・整髪スプレー缶など	中身を使い切ってガスを抜いて出してください。プラ製フタ等は容器包装プラとして出してください。
	2	食品缶	缶詰缶・菓子缶・ミルク缶など	中身を取り除き、軽くすすいで出してください。
	3	その他	蚊取り線香缶・芳香剤・ペットフード缶など	中身を取り除き、軽くすすいで出してください。
B	4	一斗缶	食用油缶	中身を取り除き、PPバンド等を外して出してください。
	5	家庭用金属類	フライパン・やかん・フォーク(金属製)など	フライパンの取っ手等、プラ類の取り外しが困難な部分は、そのまま出して下さい。

2. 缶類等の排出方法(排出する際の分け方)

排出区分	排出方法(分け方)
A(スプレー缶・食品缶など)	中身を取り除き軽くすすいで、飲料缶と同じ透明袋に入れて出してください。缶フタは一緒の袋に入れて、プラ製のフタは、容器包装プラと一緒に出してください。
B(一斗缶・家庭用金属類)	中身を取り除き軽くすすいで、缶類とは別の透明袋に入れて出してください。

3. 缶類等の資源化実施時期:平成26年4月1日(火) スタート